

# KSLO NEWS LETTER

Contents	▶ TOPICS 01	ニュースレター創刊のご挨拶	弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉
	▶ TOPICS 02	外国人労働者の雇用機会が拡大されました(新しい在留資格としての特定技能1号・2号)	弁護士 池田 正宏
	▶ COLUMN	歌舞伎鑑賞について/私の週末の過ごし方	秘書・パラリーガル 三浦 / 奥脇
	▶ KSLO まめ知識	プロバートってご存知ですか?	弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉
	▶ KSLO NEWS	入管法改正に関するセミナー	

## TOPICS 01

### 依頼者の皆様に最新の法律改正の状況をお届けするためにニュースレターを始めました。

弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉



栗林総合法律事務所の開設から15年が経過しました。この間ITバブルの崩壊、リーマンショックなど経済の著しい変動をみることになり、その都度社会の状況も大きく変わってきました。近時では、フェイスブックやラインなどによって日々交信される情報量が莫大となり、正しい情報を把握するために情報の取捨選択が求められる時代になりました。企業活動や人の移動にも国際的な要素が増え、海外の政治経済情勢についての理解も求められるようになりました。

昨年4月に厚生労働省が発表した日本の人口の推移では、2016年に1億2693万人であった人口は今後50年間で8808万人まで減少し、15歳から64歳までの生産年齢人口も7600万人から4500万人まで減少することが予想されています。政府としては労働力不足の対策として、ITの活用による生産性の向上、女性や高齢者による労働力の補てんを見込むとともに、不足する労働力については、外国人労働者の積極的な受け入れ政策へと大きく舵を切っているところです。

本年4月1日からは、出入国管理法の改正により従前の技能実習に加え、特定の産業分野を対象に特定技能という新たな在留資格が設けられることになりました。今後5年間で最大35万人の外国人労働者が特定技能の在留資格により日本で働くことになります。高度専門職に限らず、単純労働

の分野にも外国人労働者が正式に認められることとなりますので、外国人と一緒に働くことがごく当たり前の風景になることが予想されます。

働き方改革による労働時間の制限もあわせ、企業で働く労働者の労働環境も大きく変わってくるものと思われます。企業の役割も利潤の追求から、ESG、SDGsなど人権と環境に配慮した持続可能な社会への貢献が活動指針とされる時代になりました。社会が大きく変わろうとしている予感があります。

日本政府も、これらの環境変化に対応すべく、日々新しい法案の制定をめざし、社会をリードしていこうとしています。従前の法律改正は、私達の日常にとって必ずしも直接影響のある法律が多かったわけではないですが、最近改正される法律はいずれも企業の経営や私たちの日常生活にとっても大きな影響を与えるものが多くなっています。

今回私たちの事務所では、ニュースレターという形で定期的に情報発信を行うことになりました。法律改正の動向や、会社経営にとって役立つ情報など、最新の情報を皆様にお伝えし、会社経営を行う皆様のお役にたてればと考えています。お忙しい皆様のご負担にならないよう、一目で分かる分かりやすい紙面づくりをめざしていきたいと思います。

## 外国人労働者の雇用機会が拡大されました (新しい在留資格としての特定技能1号・2号)

弁護士 池田 正宏



政府は、中・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応することを目的として、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限定して、その分野に属する技能を有する外国人の受け入れを図るため、外国人の新たな在留資格を創設しました。これに伴い、法務省の内部部局であった入国管理局を、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設し、その組織の拡充がなされています。

従来、外国人の就労が許可される在留資格は18種あり、主として専門的・技術的分野に限定されていました。単純労働への雇用については、外国人留学生による短時間のアルバイトの他には、「技能実習」という在留資格により、外国人技能実習生を受け入れて技能・技術・知識を修得させるという目的の範囲で就労が認められていたにすぎませんでした。

今回の入管法の改正では、従来の「技能実習」に加えて、特定の産業分野（14業種）を対象として「特定技能1号・2号」の在留資格が新たに設けられました。これにより、「技能実習」による最大在留期間5年に加えて、「特定技能1号」の在留資格によって、さらに5年間の在留が認められることになります。そのうえ、「特定技能1号」を上回る特定分野の熟練技能労働者について、「特定技能2号」に移行することが認められれば、許可された在留期間において在留することができることになっています（在留期間の更新回数の制限なし）。1号の場合は、配偶者と子供の帯同は認められませんが、2号では、配偶者と子供の帯同も認められます。なお、1号の在留資格を取得できるのは、日本国内での外国人技能実習を3年間以上修了した者、または産業分野に対応した技能試験と日本語能力試験に合格した者とされているところ、介護、外食、宿泊の3業種については2019年4月から各試験の実施が始まりましたが、他の11業種については2019年秋以降から順次試験が実施されることになっています。また、人材不足の統計的な予想を踏まえて、産業分野ごとに受け入れ人数の上限が設定されています。

1号2号による外国人の受け入れ先となる企業においても、一定の基準に適合することが求められています（「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」）。具体的には、特定技能外国人との間の雇用契約は、一定の基準に適合することが必要であり、例えば、報酬額その他の待遇が日本人と同等以上であることや、帰国休暇を



取得させることなどを明記しなければならないとされています。そして、受け入れ企業には、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施するための一定の基準に適合する支援計画の策定及びその適正な実施が求められます（「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」法務省編）。ただし、受け入れ企業は、1号外国人に対する支援を「登録支援機関」に委託することによっても、支援計画の策定及び実施基準に適合するとされています。登録支援機関としては、各産業分野の業界団体や協同組合などの他にも、多数の民間企業等も登録支援機関として登録されています。上述のような基準への適合性について、出入国在留管理庁長官には、受け入れ企業及び登録支援機関に対する指導・助言、改善命令の権限が認められ、出入国在留管理庁長官の発出した改善命令に違反した者については罰則が規定されています。なお、法務省のウェブサイトでは、特定技能運用要領・各種様式等として、雇用契約書、支援委託契約書等の参考様式、及び外国人の同意が必要な各種書面についての10カ国の言語による様式が掲載されています。

特に注意しなくてはならないのは、在留資格ごとに従事することが可能な職種が指定されていることです。その範囲外となる就労活動を行った場合には、不法就労となり、雇用主も不法就労助長（入管法73条の2第1項）として処罰される可能性があります。なお、在留資格「特定技能1号」を取得して、日本国内の企業に雇用された外国人労働者が、同一業種（例えば宿泊業）の範囲内で他社に転職することは認められています。

## 歌舞伎鑑賞について

秘書・パラリーガル 三浦 佑梨



皆様、初めまして。パラリーガルの三浦佑梨です。今回は、私の趣味である歌舞伎についてお話したいと思います。皆様は、歌舞伎をご覧になったことはありますか？歌舞伎は難しくて敷居が高そうというイメージがあるかもしれませんが、決してそのようなことはありません。独特なセリフ回しや見得、アクロバティックな演出、美しい女形の舞踊、コミカルなストーリー物など、歌舞伎には様々な演目があります。また歌舞伎座ではイヤホンガイドが貸し出され、上演に合わせて台詞や衣装、役者の説明などをしてくれますので、安心して楽しむことができます。近年では、400年を誇る古典芸能としての型を厳格に継承しながらも新しい時代の要素を融合させ、さらに面白い舞台となっています。私は、大学生のころから歌舞伎にはまり、月に1回歌舞伎座に通うようになりました。

ぜひあまり気張らずに江戸気分を味わっていただくことができますので、皆様も是非一度ご覧になってみてください。

## 私の週末の過ごし方

秘書・パラリーガル 奥脇 理沙子



パラリーガルの奥脇です。私の週末の楽しみは海外ドラマ鑑賞です。Netflixなどで面白そうなドラマを探して、週末に観ることが多いですが、つい先日、弁護士ドラマの『SUITS』の待望のシーズン7がNetflixで配信開始されました！数日間で一気に見てしまいましたが、アメリカの大手法律事務所の規模に毎回驚かされます。SUITSを見始めたときは、まだパラリーガルとして勤務していなかったので、イメージが湧いていませんでしたが、勤務し始めてからみると、様々な点が気になってきます。

その中でも一番気になったのは、パラリーガルでも立派な個室を与えられていることです。

メーガン妃が演じるレイチェルはパラリーガルですが、他の弁護士と同じように個室の中のデスクで仕事をしていました。アメリカのピックファームならば、あり得ることなのかなと思いながらも、とても驚きました。さすが規模が違うと思いながら、羨ましくも思いながら、鑑賞していました。日本と比較しながら鑑賞するのも楽しみの一つです。法律事務所に勤務してなくても楽しめるドラマなので、皆さんにも見ていただきたいおすすめドラマです。

## KSLO まめ知識

### プロベートってご存知ですか？

弁護士／ニューヨーク州弁護士  
栗林 勉

ご親族の方が海外に不動産や預金（相続財産）を残して亡くなられた場合、日本国内の財産であれば相続人間の協議により遺産の分割をすることができます。ところがアメリカや香港に相続財産がある場合、被相続人が日本に居住しており、日本で亡くなられた場合であっても、相続人が勝手に相続財産を処分することはできません。アメリカ、香港、シンガポール、オーストラリアなど、もともとイギリスの植民地であった国の法律では、相続財産の処分については、相続財産管理人を選任しなければならないからです。例えば東京に住む日本人が香港の香港上海銀行に預金を残して死亡した場合、亡くなられた方の相続人は、香港上海銀行の預金の引き出しが出来なくなってしまいます。この場合、預金の解約を行うためには、香港の弁護士に依頼し、プロベート手続き（相続財産管理人選任申立）を行ってもらう必要があります。香港の弁護士は、日本の相続人からの情報提供を受けた上で、相続財産管理人の選任申立を行い、裁判所の決定で自らを相続財産管理人に選任してもらいます。相続財産管理人の選任決定は、Grant of Administratorといいます。その弁護士はその後財産の調査や債権者の有無などを調査した上で、裁判所の許可を受けて、日本の相続人に相続財産を引き渡すこととなります。当事務所では、ニューヨークや香港の銀行預金を解約したいという相談を多く取り扱っておりますので、随時ご相談いただければと思います。



## KSLO NEWS

### 入管法改正に関するセミナー

平成31年4月1日から新しい入管法が施行になりました。特定技能という在留資格が新しく導入され、単純労働に従事する人についても在留資格が認められることになりました。特定技能の認められる職種は介護、建設、宿泊などの14業種に限定されますが、人手不足に悩む企業にとっては、従前の技能実習に加えて外国人労働者の採用の幅が広がることは朗報だと思われれます。今後外国人の雇用が著しく増加し、日本社会の変動が予想されます。セミナーでは、特定技能の在留資格がどのような業種に対して、どのような要件のもとで認められるのか、外国人労働者を雇用する場合の注意点などについてお話したいと思います。

日時	令和元年7月24日 午後7時から
場所	栗林総合法律事務所（千代田区内幸町1-1-7 日比谷U-1ビル502号）
参加費	無料

お申し込みはメールまたはお電話で



info@kslaw.jp



03-3539-2555

海外進出・英文契約・企業法務のご相談は栗林総合法律事務所へ

KURIBAYASHI SOGO  
栗林総合法律事務所

☎ 03-3539-2555

● 受付時間：9：30～18：00 ● 定休日：土日・祝日